



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2019 年第 18 号

今回のテーマ：2019 年 9 月から実施される新しい財税規定の案内

2019 年 9 月から次の新しい財税規定が実施される。

1. 中華人民共和国耕地占用税法

9 月 1 日より、「中華人民共和国耕地占用税法」が正式に施行される。中華人民共和国国内で耕地を占用して建築物、構築物を建設、又は非農業の建設に従事する機関と個人は耕地占用税の納税者であり、当該規定に基づいて耕地占用税を納付しなければならない。耕地とは、農作物を栽培するための土地を指す。耕地占有税は、納税者が実際に占有する耕地の面積に基づいて課税され、規定の税額で一回課税が行われる。耕地占用税額は実際に占有する耕地の面積（㎡）に適用税額をかけて算定する。

「中華人民共和国耕地占用税暫定条例」（2007 年 12 月国务院が公布）及び国税発 2001 110 号、国税発 2007 129 号、国家税務総局公告 2016 年第 2 号、国家税務総局公告 2018 年第 31 号は同時に廃止される。

2. 個人が新三板上場会社の新規公開株を譲渡する際の個人所得税源泉徴収義務者に関する新規定

9 月 1 日から、個人が新三板上場会社の新規公開株を譲渡する際の個人所得税に関しては、株を信託管理する証券機関を個人所得税源泉徴収義務者とし、証券機関の主管税務局が徴収・管理する（「個人による全国中小企業株式譲渡システムの上場会社の株式譲渡関連の個人所得税政策に関する通知」財税 2018 137 号）。具体的な徴収管理弁法は財税 2009 167 号及び財税 2010 70 号の関連規定により執行する。

注：2018 年 11 月 1 日（含む）から、個人が新三板上場会社の新規公開株ではない株を譲渡する時、その所得に対して個人所得税を暫定的に免除する。

3. 「中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアの高品質発展を促進するための特殊支援政策の実施に関する若干の意見」執行

9 月 1 日から「中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアの高品質発展を促進するための特殊支援政策の実施に関する若干の意見」に基づいて、臨港新エリアは次の税収政策を執行する。新エリア区内の条件を適合する集積回路、人工知能、生物医薬、民間航空などの核心的な分野の生産研究開発をする企業に対しては、設立日から 5 年間 15%の軽減税率で企業所得税を徴収する。条件に適合する集積回路の製造、設計及びソフト企業は、関連規定により、「2 免 3 減半」「5 免 5 減半」などの企業所得税優遇政策を享受する。新エリアで就業する海外の高度人材や不足している人材に対しては個人所得税の税負担差額補填政策を実施する。海外から（物理）包囲網区内に入る貨物、（物理）包囲網区内の企業間の貨物取引及びサービスに対して、特別な税収政策を実施する。新エリア内のサービス輸出増値税政策の適用範囲を拡大し、海外投資及びオフショア業務の発展に適合する新エリア税収政策を検討する。税源浸食と利益移転を引き起こさない前提で、自由貿易口座の税収政策を模索する。

注：（物理）包囲網とは、税関が特定した地域で保税業務を実施するために閉鎖管理するエリアである。

© 2019 Grant Thornton 致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）。版權所有。

